

## 花巻市石鳥谷地域協議会公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花巻市地域自治区設置条例（平成18年花巻市条例第22号）第6条第3項第3号に規定する花巻市石鳥谷地域協議会公募委員（以下「公募委員」という。）の選考について、花巻市審議会等公募委員選考要綱（平成20年花巻市告示第139号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 公募委員の選考に当たっては、次に掲げる基準をもとに当該区域の事情を総合的に勘案して選考する。この場合において、区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとする。

- (1) 会議への出席等、職務の遂行に支障がないと認められること。
- (2) 応募作文の内容が論理的で一貫性があり、わかりやすいこと。
- (3) 地域自治の推進に関して、見識と熱意があること。
- (4) 地域自治や地域づくりに関して、公正公平な意見を持っていること。
- (5) 地域自治や地域づくりに関する実績と指導力があること。

(選考の決定)

第3条 要綱第4条に定める選考委員会は、前条の選考基準に照らし公募委員として適任であると認められる者を各委員の合議により決定する。

(資料の非開示)

第4条 選考に関する資料は、非開示とする。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行する。